

伊方原発 運転差し止め

広島高裁が仮処分決定

号外

詳しくは本紙と
ホームページで

Gate
ゲート

購読お申し込みは
フリーダイヤル ☎0120-510-374
または、お近くのプレスセンター(販売店)



大分県から最短距離で45キロ先の対岸にある四国電力伊方原発=愛媛県伊方町、撮影・藤内教史



【大分合同・愛媛伊方特別支局】四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを求め、広島市などの住民が申し立てた仮処分の即時抗告審で、広島高裁(野々上友之裁判長)は13日、住民側の主張を認め、運転を差し止める決定をした。現在は定期検査のため運転を停止しているが、この司法判断が覆らない限り、運転は再開できない。

伊方3号機は、東京電力福島第1原発事故後に導入された新規制基準による審査を経て2016年8月から再稼働した。仮処分で再稼働した原発が止まるのは、関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町)の運転を差し止めた16年3月の大津地裁決定に続き2例目。大津地裁決定は大阪高裁で覆されており、高裁レベルで差し止めを命じる判断が出たのは今回が初めて。

住民側は16年3月と8月に仮処分を申請。広島地裁は17年3月、「住民が放射線被ばくにより重大な被害を受ける具体的な危険はない」として却下した。住民側はこれを不服として即時抗告していた。